

土砂災害防止法に基づく緊急調査

1 緊急調査の実施

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行うこととしています。

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流 < 国土交通省が実施 >

- 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

河道閉塞による湛水 < 国土交通省が実施 >

- 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

火山噴火に起因する土石流 < 国土交通省が実施 >

- 河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

地滑り < 都道府県が実施 >

- 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合



2 土砂災害緊急情報

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとしています。

土砂災害緊急情報のイメージ(河道閉塞に起因する土石流)

